

「福岡市母子福祉会芙蓉基金」 ひとり親家庭等福祉振興助成事業 実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、福岡市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が福岡市母子福祉会より受けた解散に伴う残余財産の寄付金を財源として設置した「福岡市母子福祉会芙蓉基金」により、ひとり親家庭等の福祉を増進し、地域で支える取組みに対して行う助成事業について、必要な事項を定める。

（助成の対象者）

第2 次のいずれかに該当する福岡市内で活動する団体等を、助成の対象者とする。ただし、特定非営利活動法人（NPO法人）以外の法人格を有する団体は除く。

- （1）社会福祉分野の当事者団体
- （2）社会福祉分野のボランティア団体
- （3）社会福祉分野の地域団体
- （4）社会福祉分野の教育・研究機関団体
- （5）その他、ひとり親家庭等を地域で支える取組みを行う団体等

（助成の対象事業）

第3条 助成の対象となる事業は、次のとおりとする。

- （1）当事者や住民が中心となって取り組むひとり親家庭等を支える地域づくりに資する事業
 - （2）ひとり家庭等を支える地域づくりに資する調査・研究事業
 - （3）その他、地域の様々な福祉ニーズに対応した地域に密着した事業のうち、本助成事業の趣旨に合致する事業
- 2 本事業は、ひとり親家庭等が孤立することなく生活できる地域社会の形成に資する取り組みを支援するものであることから、ひとり親家庭や障がい児を含む児童福祉、子どもを含めた地域福祉の実践を含めて助成の対象とする。
- 3 次にあげる事業は、助成の対象としない。
- （1）営利を目的とする事業
 - （2）他の補助金等の交付を受けた事業
 - （3）介護給付、自立支援給付等の各サービスの対象となる事業
 - （4）事業の主たる部分を実質的に行わず外部委託する事業や、第三者に資金を交付する事業が大部分を占める事業
 - （5）主たる参加者が母子家庭ではない、バスハイク等の娯楽や行楽を目的としたレクリエーション事業

(助成金等)

第4条 助成額は、当該事業に要する経費の9割の範囲内とし、原則として次の額を上限に、事業内容等を勘案して市社協が定める。

- (1) 当事者や住民が中心となって取り組む事業 20万円
- (2) 調査・研究事業 30万円

2 助成の回数は、原則として年1回、当該年度の事業経費として交付する。

3 助成対象経費は、助成対象事業を実施するために必要な経費(謝金、旅費、賃借料、会場借料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、委託料、保険料等)とする。

(助成対象事業の実施期間)

第5条 助成対象事業の実施期間は、選定結果通知日以降から当該年度末までとする。ただし、事業内容によっては、複数年度にまたがる事業として、次年度末まで実施期間を延長することができる。

(応募手続き等)

第6条 助成金の交付を受けようとする団体等は、助成金申請書(様式第1号)を市社協会長に提出しなければならない。

2 助成対象事業の選定は、市社協が設置する審査委員会の審議を経て決定する。

3 市社協会長は、審査委員会が助成する必要があると認めるときは、申請者に交付決定通知書(様式第2号)を送付のうえ助成金を交付する。

4 助成金の交付を受けた団体が事業内容を変更しようとするときは、あらかじめ市社協の承認を得なければならない。

5 助成金の交付を受けた団体は、事業終了後、原則として1か月以内に事業実績報告書(様式3)を市社協会長に提出しなければならない。

(助成金の返還)

第7条 助成金の交付を受けた団体が次のいずれかに該当するときは、市社協会長は助成金の全部または一部の返還を求めることがある。

- (1) この要綱に違反したとき
- (2) 事業の執行に適正を欠いたとき
- (3) 事業内容に変更が生じたとき

付 則

この要綱は、平成26年3月1日から施行する。